

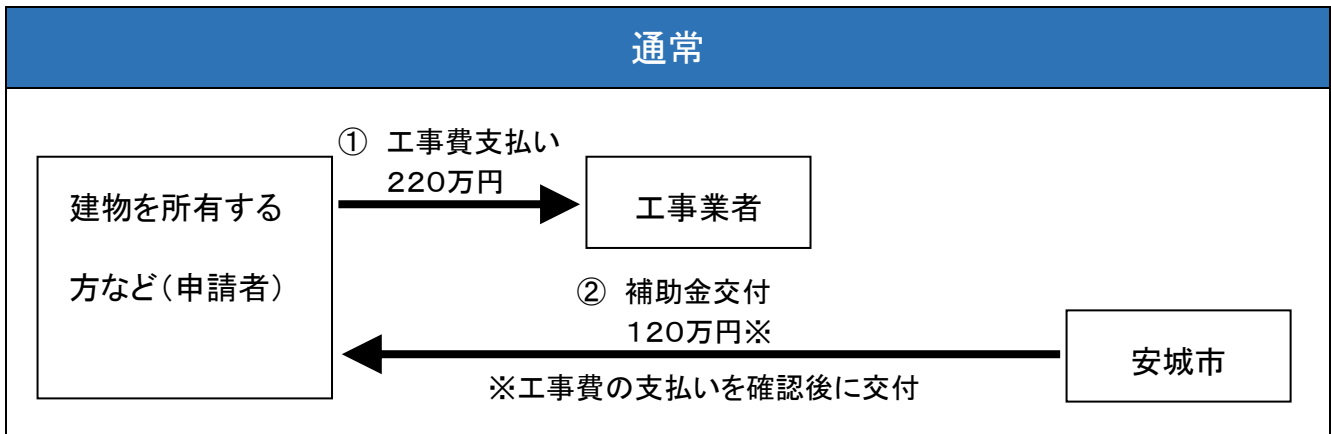
安城市耐震等関連事業補助金代理受領のご案内

○代理受領とは？

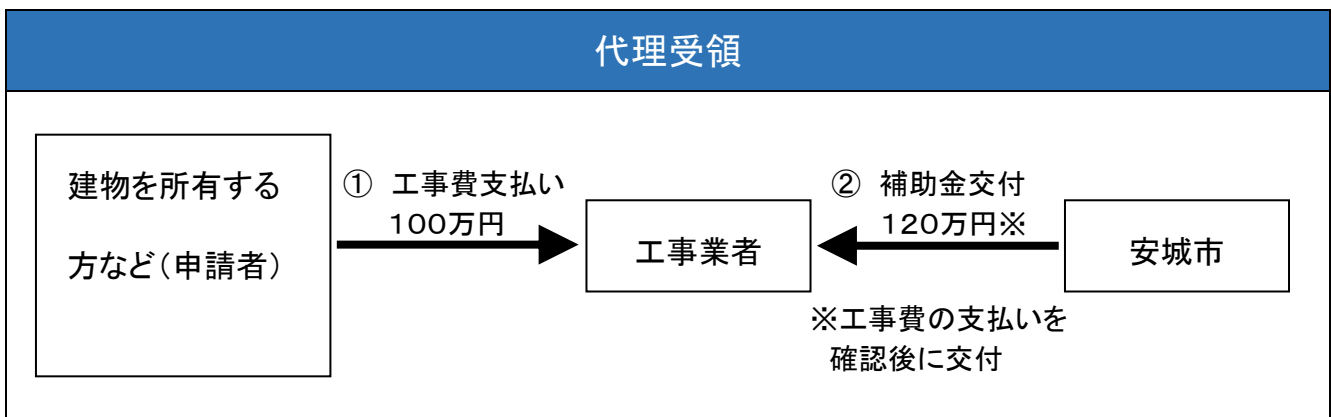
建物を所有する方など(申請者)が安城市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除されます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、当初の負担が軽減されます。

<例> 工事費220万円、補助金額120万円の場合

通常



代理受領



○代理受領ができる事業は？

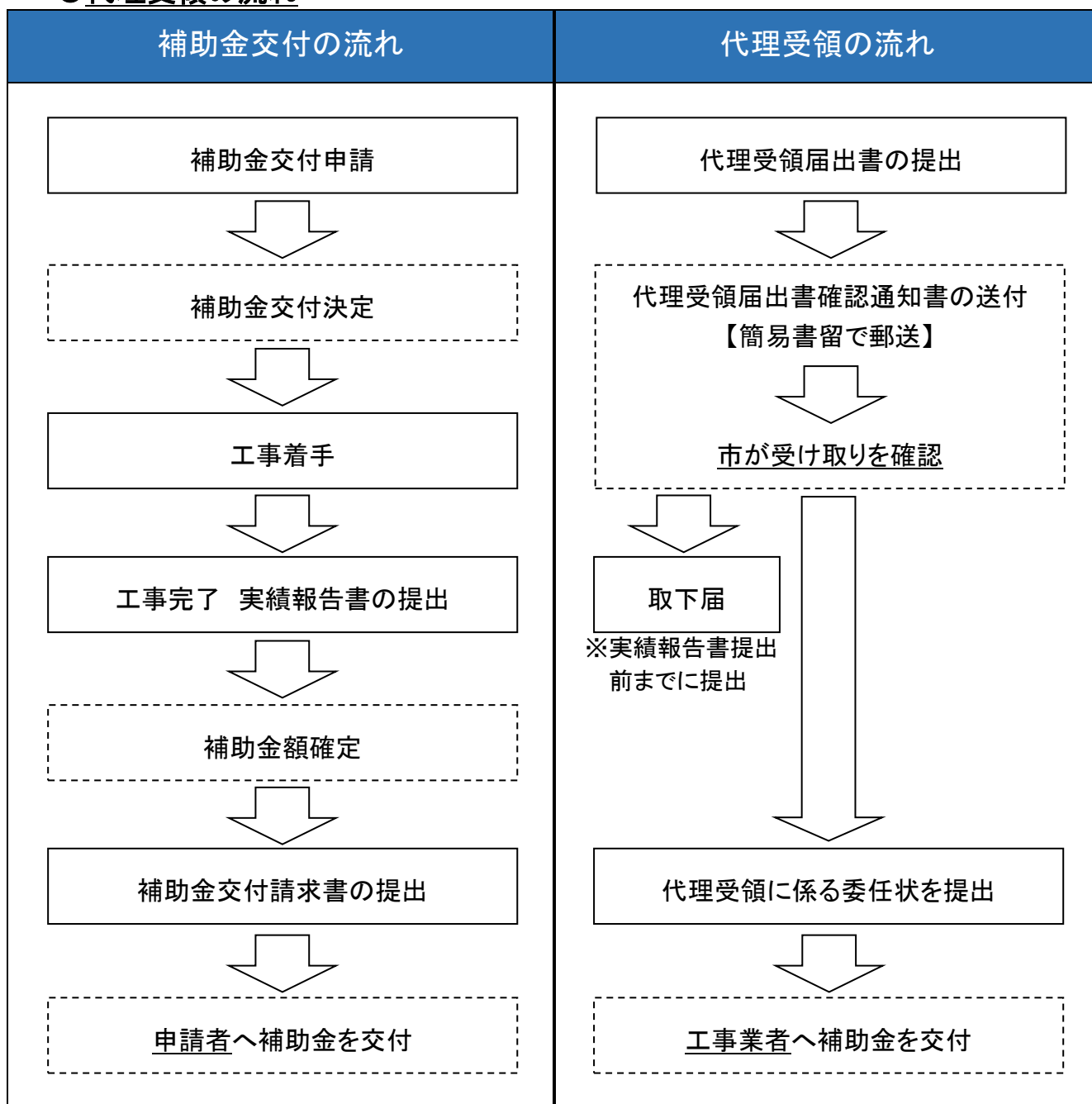
以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。

- ・安城市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市アスベスト対策費補助金交付要綱における補助事業
- ・安城市空き家除却費補助金交付要綱における補助事業

○代理受領を活用したい方は

- ・補助金交付申請にあわせ別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工業者が代理受領を行うことについて確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を簡易書留で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

○代理受領の流れ



お問い合わせ・ご相談は、建築課 建築指導係(電話71-2241)までお願いします。